

通報時に必要となる情報について

10月に入り、**野鳥では既に高病原性鳥インフルエンザの陽性事例も確認**されています！

「2倍ルール」等で家きんの異常についてご連絡を頂いた際、家畜保健衛生所は以下の**情報を聞き取り**ます。
お手元に**メモ等を準備**してからご連絡ください。

○聞き取り事項

【異常家きん発見鶏舎】

家保は、以下の情報を農林水産省に報告後、農場に立ち入ります。

- ①飼養羽数、日齢
- ②死亡羽数、衰弱羽数
- ③過去21日間の死亡羽数
- ④鶏舎のどのあたりで死んでいたか

優先

【その他の全鶏舎】

以下の情報は、家保が農場に向かっている途中に準備してください。

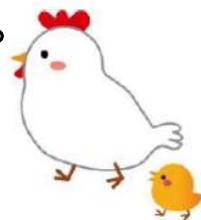
- ①鶏舎ごとの飼養羽数
- ②鶏舎ごとの過去7日間の死亡羽数

その後

○注意事項

通報時には、**死亡鶏を必ず保管**しておいてください

通報後には、家保が農場に立ち入り、死亡家きんと異常家きん、その他の家きんの状況を確認し、異常が認められる家きん舎ごとに簡易検査を実施します。死亡鶏を処分すると検査ができず、万が一の際の発見の遅れ、他農場への感染拡大につながりますので**必ず死亡鶏を保管**してください。



異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018